

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し				
税 目	相続税（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2、第 70 条の 7 の 3、第 70 条の 7 の 4、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2、第 40 条の 8 の 3、租税特別措置法施行規則第 23 条の 10、第 23 条の 11、第 23 条の 12）、贈与税（租税特別措置法第 70 条の 7、租税特別措置法施行令第 40 条の 8、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9）				
要 望 の 内 容	<p>平成 23 年度税制改正大綱を踏まえ、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度について、雇用維持に係る要件などの見直しを行う。</p> <p>（参考）平成 23 年度税制改正大綱（抜粋） 9. 検討事項 (6) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。</p> <table border="1" data-bbox="874 898 1492 987"> <tr> <td data-bbox="874 898 1225 987">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1225 898 1492 987">一百万円 （▲8,300 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲8,300 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一百万円 （▲8,300 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 中小企業経営者の事業承継の円滑化は、これを通じた雇用の確保、経済活力の維持・向上を図る観点から喫緊の政策課題となっており、引き続き事業承継の円滑化を推進することが重要であると考えられる。</p> <p>適切な制度の運用等の観点から、納税猶予制度について、その適用の基礎となる中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「経営承継法」という。）に基づく認定等の運用状況等を踏まえ、活用を促進するための方策や課税の一層の適正化など、所要の見直しを行うことが必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	経済社会の安心・安全の確保 4. 取引・経営の安心
		政策の達成目標	相続税を含めた課税負担の問題によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。具体的には、租税特別措置も含めた事業承継施策全体を通じ、後継者不在が理由で廃業する社7万社、それに伴う雇用喪失 20~35 万人(出典: 2006 年中小企業白書)を未然に防ぐ。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有 効 性	政策目標の達成状況	納税猶予制度の適用者には、5年間の雇用確保を始めとする事業継続要件等が課されており、これらは政策目的である雇用確保等に直接寄与するもの。実際に制度創設から2年で認定企業が約380件、その従業員数が計約19,000人となっており、政策目的である雇用確保を一定程度実現していることが伺える。
		要望の措置の適用見込み 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	— 制度運用上の諸課題を見直すことによって、制度の活用が促進されるなど、事業承継の円滑化が一層図られる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【事業承継関連税制】 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例(租特法69条の4) ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例(租特法9条の7)
予算上の措置等の要求内容及び金額		<法律> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 金融支援①(信用保証制度) 金融支援②(日本政策公庫) <予算措置> ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成23年度予算額2.6億円) ・中小企業支援ネットワーク強化事業(巡回対応相談等)(平成23年度予算額39.6億円の内数) <財投> ・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)	

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p>															
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>制度運用上の諸課題を見直すことによって、制度の活用が促進されるなど、事業承継の円滑化が一層図られる。</p>															
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p><平成21年度> ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：153件 ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：29件 ③計画的な承継の取組に係る確認：573件※ (集計期間：①②平成21年4月1日～平成22年3月31日 ③平成20年10月1日～平成22年3月31日) ※計画的な承継の取組に係る確認は、原則、認定を取得するための前提条件であるため、将来発生しうる潜在的な納税猶予の件数と考えられるもの。</p> <p><平成22年度> ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：133件 ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：67件 ③計画的な承継の取組に係る確認：1,326件 (集計期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日)</p> <p>(参考) 相続税の納税猶予適用額 (出所：国税庁) ・相続税 (平成20年相続開始分) (平成20年10月1日から同年12月31日の相続に限る) 適用件数45件 猶予税額56億円 ・相続税 (平成21年相続開始分) 適用件数146件 猶予税額43億円 ※贈与税の納税猶予税額については非公表なため不明。</p>															
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>		<p>納税猶予適用企業には、常時使用する従業員に係る5年間の雇用継続要件 (相続時・贈与時の8割以上) が課されており、制度創設から2年間で認定企業が約380件に上っており、今後、その従業員数約19,000人に係る雇用維持効果が見込まれる【図表1】。</p> <p>実際に、相続税申告期限又は贈与税申告期限から一年後の時点における認定企業の雇用状況 (認定企業は5年間経済産業大臣に雇用維持等に係る要件を満たしていることについて毎年報告義務あり。) をみると、8割維持の要件にも拘わらず、相続・贈与時と比べて微増 (+292人) している状況であり、達成目標に一定程度寄与していることが伺える【図表2】。</p> <p>【図表1】 認定企業における常時使用従業員数 (認定企業における相続・贈与時点の人数)</p> <table border="1" data-bbox="550 1816 1476 2022"> <thead> <tr> <th></th> <th>相続税認定企業 (286件)</th> <th>贈与税認定企業 (96件)</th> <th>合計 (382件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>12,971人</td> <td>6,024人</td> <td>18,995人</td> </tr> <tr> <td>1社平均</td> <td>45.4人</td> <td>62.8人</td> <td>49.7人</td> </tr> <tr> <td>中間値</td> <td>21.0人</td> <td>26.5人</td> <td>22.0人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分析対象期間：平成21年4月～平成23年3月)</p> <p>【図表2】 認定企業の常時使用従業員数の推移 (認定企業のうち、相続税又は贈与税の申告期限から1年後 (報告基準日))</p>		相続税認定企業 (286件)	贈与税認定企業 (96件)	合計 (382件)	総数	12,971人	6,024人	18,995人	1社平均	45.4人	62.8人	49.7人	中間値	21.0人	26.5人
	相続税認定企業 (286件)	贈与税認定企業 (96件)	合計 (382件)															
総数	12,971人	6,024人	18,995人															
1社平均	45.4人	62.8人	49.7人															
中間値	21.0人	26.5人	22.0人															

		<p>を迎えている認定企業の常時使用従業員数の推移)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相続税認定 (112 件)</th> <th>贈与税認定 (20 件)</th> <th>合計 (132 件)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①相続・贈与時</td> <td>4,241 人</td> <td>1,928 人</td> <td>6,169 人</td> </tr> <tr> <td>②報告基準日</td> <td>4,259 人</td> <td>2,202 人</td> <td>6,461 人</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>+18 人</td> <td>+274 人</td> <td>+292 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分析対象期間：平成 21 年 4 月～平成 23 年 8 月)</p> <p>さらに、租税特別措置のみによる直接的な効果を他の指標との比較等によって検証すると、本税制措置による雇用維持に係る効果及び事業維持に係る効果（廃業防止に係る効果）によって、本税制措置が無かった場合と比べて年間 495 名の雇用維持・創出効果があるとの試算がある。</p> <p>次に、当該直接的な効果に伴う経済波及効果について、雇用維持に係る効果によって約 50.2 億円の経済波及効果、事業維持に係る効果（廃業防止効果）によって約 73.5 億円の合計 123.7 億円の経済波及効果が生じるとされており、分析対象とした認定企業の減収見込額約 43.1 億円に対し、約 2.87 倍の税収減を是認するような効果があるとの試算がある。</p> <p>(※上記試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング(株)へ委託事業の一環として実施しているもの。)</p>				相続税認定 (112 件)	贈与税認定 (20 件)	合計 (132 件)	①相続・贈与時	4,241 人	1,928 人	6,169 人	②報告基準日	4,259 人	2,202 人	6,461 人	増減	+18 人	+274 人	+292 人
	相続税認定 (112 件)	贈与税認定 (20 件)	合計 (132 件)																	
①相続・贈与時	4,241 人	1,928 人	6,169 人																	
②報告基準日	4,259 人	2,202 人	6,461 人																	
増減	+18 人	+274 人	+292 人																	
	前回要望時の達成目標	<p>相続税を含めた課税負担の問題によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。</p>																		
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>—</p>																		
	これまでの要望経緯	<p>平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設</p> <p>平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用</p> <p>平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ</p> <p>平成 18 年度改正 物納手続の改善</p> <p>平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設</p> <p>平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）</p> <p>平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p> <p>平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p>																		

	平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、 風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の 見直し等
--	-------------------------------------------------------------